

インタフェース仕様書解説書 サービス事業所編 新旧対照表

(内容現在 平成30年4月1日)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
1	表紙	平成 29年 4月	同	平成 30年 4月
2	3	様式第二... 居宅サービス介護給付費明細書 (訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護(短期利用)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用))	同	様式第二... 居宅サービス介護給付費明細書 (訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)・小規模多機能型居宅介護(短期利用)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用))
3	3	様式第二の二 介護予防訪問介護	同	様式第二の二 (削除)
4	3	様式第二の二 介護予防通所介護	同	様式第二の二 (削除)
5			3	以下を追加 様式第四の三... 居宅サービス介護給付費明細書 (介護医療院における短期入所療養介護) 様式第四の四... 介護予防サービス給付費請求明細書 (介護医療院における介護予防短期入所療養介護)
6			3 - 1	以下を追加 様式第九の二... 施設介護給付費請求明細書 (介護医療院)
7	4		同	「様式第四の三・四の四」及び「様式第九の二」の列を追加
8	4		同	「基本摘要情報レコード(複数レコード)」の行を追加
9	4	「緊急時施設療養情報レコード(複数レコード)」	同	「緊急時施設療養・緊急時施設診療情報レコード(複数レコード)」
10	4	「特定診療費・特別療養情報レコード(複数レコード)」	同	「特定診療費・特別療養費・特別診療費情報レコード(複数レコード)」

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
11	4	社会福祉法人軽減額情報レコード（複数レコード） 様式第二の三 空白	同	社会福祉法人軽減額情報レコード（複数レコード） 様式第二の三 9
12	4	1... 緊急時施設療養の請求がある場合のみ（様式第九は平成24年3月以前提供分まで）	同	1... 緊急時施設療養・緊急時施設診療の請求がある場合のみ（様式第九は平成24年3月以前提供分まで）
13	4	2... 特定診療費・特別療養費の請求がある場合のみ	同	2... 特定診療費・特別療養費・特別診療費の請求がある場合のみ
14			4	8... 基本摘要情報がある場合のみ 9... 社会福祉法人軽減額の情報がある場合のみ（平成30年4月以降提供分から）
15	4 - 1	（6）緊急時施設療養情報レコード・所定疾患施設療養費等情報レコードの「緊急時施設療養情報レコード順次番号」について 1レコードのみの場合は99を設定すること。 複数ある場合は、最終レコードに99を設定すること。 緊急時施設療養情報レコードについては、往診日数以降の項目で、項番15 往診医療機関名、項番16 通院医療機関名以外の項目については、緊急時施設療養情報レコード順次番号が99のレコードのみ設定すること。	同	（6）緊急時施設療養・緊急時施設診療情報レコード・所定疾患施設療養費等情報レコードの「緊急時施設療養情報レコード順次番号」について 1レコードのみの場合は99を設定すること。 複数ある場合は、最終レコードに99を設定すること。 緊急時施設療養・緊急時施設診療情報レコードについては、往診日数以降の項目で、項番15 往診医療機関名、項番16 通院医療機関名以外の項目については、緊急時施設療養情報レコード順次番号が99のレコードのみ設定すること。
16	5	様式第二... 居宅サービス介護給付費明細書 （訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外）・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護（短期利用）・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用））	同	様式第二... 居宅サービス介護給付費明細書 （訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用））
17	5	様式第二の二 介護予防訪問介護	同	様式第二の二 （削除）
18	5	様式第二の二 介護予防通所介護	同	様式第二の二 （削除）

No .	ページ	改定前	ページ	改定後
19			5	以下を追加 様式第四の三... 居宅サービス 介護給付費明細書 (介護医療院における短期入所 療養介護) 様式第四の四... 介護予防サー ビス給付費請求明細書 (介護医療院における介護予防 短期入所療養介護)
20			5 - 1	以下を追加 様式第九の二... 施設介護給付 費請求明細書 (介護医療院)
21	6 7		同	基本情報レコード 「様式第四の三・四の四」及び 「様式第九の二」 の列を追加
22			7 - 1	基本摘要情報レコード(複数レ コード) 追加
23	8		同	明細情報レコード(複数レコー ド) 「様式第四の三・四の四」及び 「様式第九の二」 の列を追加
24	8 - 1		同	明細情報(住所地特例)レコー ド(複数レコード) 「様式第四の三・四の四」及び 「様式第九の二」 の列を追加
25	9	緊急時施設療養情報レコード (複数レコード) 様式第九はサービス提供年月が 平成24年3月以前の場合、以 下の項目を設定する。	同	緊急時施設療養・緊急時施設診 療費情報レコード(複数レコー ド) 様式第九はサービス提供年月が 平成24年3月以前の場合、以 下の項目を設定する。但し、様 式第四の三・四の四・九の二に ついては、サービス提供年月が 平成30年4月以降の場合、以 下の項目を設定する。
26	9		同	緊急時施設療養・緊急時施設診 療費情報レコード(複数レコー ド) 「様式第四の三・四の四」及び 「様式第九の二」 の列を追加
27	9 - 1 9 - 2		同	所定疾患施設療養費等情報レコ ード(複数レコード) 「様式第四の三・四の四」及び 「様式第九の二」 の列を追加

No .	ページ	改定前	ページ	改定後
28	1 2	特定診療費・特別療養費情報レコード（複数レコード） サービス提供年月が平成15年4月以降の場合、以下の項目を設定する。 但し、様式第四・四の二・九については、サービス提供年月が平成20年5月以降の場合、以下の項目を設定する。	同	特定診療費・特別療養費・特別診療費情報レコード（複数レコード） サービス提供年月が平成15年4月以降の場合、以下の項目を設定する。 但し、様式第四・四の二・九については、サービス提供年月が平成20年5月以降の場合、以下の項目を設定する。 様式第四の三・四の四・九の二については、サービス提供年月が平成30年4月以降の場合、以下の項目を設定する。
29	1 2		同	特定診療費・特別療養費・特別診療費情報レコード（複数レコード） 「様式第四の三・四の四」及び「様式第九の二」の列を追加
30	1 4 1 5		同	集計情報レコード（複数レコード） 「様式第四の三・四の四」及び「様式第九の二」の列を追加
31	1 5	（注*4）～省略～、様式第四の二の場合25固定、様式第五の場合23固定、～省略～	1 5 - 1	（注*4）～省略～、様式第四の二の場合25固定、様式第四の三の場合2A固定、様式第四の四の場合2B固定、様式第五の場合23固定、～省略～
32	1 5	（注*5）サービス提供年月が平成24年4月以降の外部サービス利用型の場合、外部利用型外単位数を設定する。	1 5 - 1	（注*5）サービス提供年月が平成24年4月以降の外部サービス利用型の場合、外部利用型外給付単位数を設定する。
33	1 5 - 1 1 5 - 2		1 5 - 2 1 5 - 3	特定入所者介護サービス費用情報レコード（複数レコード） 「様式第四の三・四の四」及び「様式第九の二」の列を追加
34	1 5 - 3		1 5 - 4	社会福祉法人軽減額情報レコード（複数レコード） 「様式第四の三・四の四」及び「様式第九の二」の列を追加
35	1 5 - 3	社会福祉法人軽減額情報レコード（複数レコード） 様式第二の三 項番1～12 空白	1 5 - 4	社会福祉法人軽減額情報レコード（複数レコード） 様式第二の三 項番1～11 項番12

No .	ページ	改定前	ページ	改定後
36	17	(13) 集計情報の項番8「サービス実日数」について サービス提供年月が平成14年1月以降の短期入所サービスについて、請求明細書様式第三、第四、第五、第三の二、第四の二、第五の二、第六の五、第六の六、第六の七上の「短期入所実日数」を設定する。	同	(13) 集計情報の項番8「サービス実日数」について サービス提供年月が平成14年1月以降の短期入所サービスについて、請求明細書様式様式第三、第四、第五、第三の二、第四の二、第五の二、第四の三、第四の四、第六の五、第六の六、第六の七上の「短期入所実日数」を設定する。
37	17	(14) 特定診療費・特別療養費情報の項番8「傷病名」、9「識別番号」について ・原則として、当該レコードの識別番号の特定診療費又は特別療養費に対応する傷病名を設定する。 ・複数の傷病名を設定する場合は、全角カンマで区切る。 ・当該識別番号の特定診療費又は特別療養費が傷病名の設定を要しないものについては、1レコード目以降に連続して、傷病名を省略して設定する。	同	(14) 特定診療費・特別療養費・特別診療費情報の項番8「傷病名」、9「識別番号」について ・原則として、当該レコードの識別番号の特定診療費、特別療養費又は特別診療費に対応する傷病名を設定する。 ・複数の傷病名を設定する場合は、全角カンマで区切る。 ・当該識別番号の特定診療費、特別療養費又は特別診療費が傷病名の設定を要しないものについては、1レコード目以降に連続して、傷病名を省略して設定する。
38	17	(14) (設定例) 傷病名と識別番号単位の特定診療費又は特別療養費の請求が1対1に対応づけられる場合	同	(14) (設定例) 傷病名と識別番号単位の特定診療費、特別療養費又は特別診療費の請求が1対1に対応づけられる場合
39	17	(14) (設定例) 特定診療費・特別療養費レコード順次番号	同	(14) (設定例) 特定診療費情報レコード順次番号
40	18	傷病名と識別番号単位の特定診療費、特別療養費の請求が対応づけられない場合	同	傷病名と識別番号単位の特定診療費、特別療養費又は特別診療費の請求が対応づけられない場合
41	18	特定診療費・特別療養費レコード順次番号	同	特定診療費情報レコード順次番号

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
42			18	(15) 所定疾患施設療養費等情報レコードの「摘要1」について 平成30年4月以降に所定疾患施設療養費を算定する場合、所定疾患施設療養費等情報レコードの「摘要1」に、平成13年11月16日老老発31号厚生労働省老健局老人保健課長通知「介護給付費請求書の記載要領について」の定義に基づき設定する。
43	18	申込対象項目番号 11～16 緊急時施設療養費	18-1	申込対象項目番号 11～16 緊急時施設療養(診療)費
44	18	申込対象項目番号 20 特定診療費・特別療養費	18-1	申立対象項目番号 20 特定診療費・特別療養費・特別診療費
45	19	(4)再審査申立の対象にできるものは、サービス種類コードおよびサービス項目コードで示すサービス、緊急時施設療養費、所定疾患施設療養費、特定診療費又は特別療養費の出来高分のみであり、介護給付費給付実績の明細レコード、明細(住所地特例)レコード、緊急レコード、療養レコード(所定疾患施設療養費等情報レコード略称)特定レコードである。サービス計画費、食事提供費、特定入所者介護サービス費等についての再審査申立は行わない。	同	(4)再審査申立の対象にできるものは、サービス種類コードおよびサービス項目コードで示すサービス、緊急時施設療養費、緊急時施設診療費、所定疾患施設療養費、特定診療費、特別療養費又は特別診療費の出来高分のみであり、介護給付費給付実績の明細レコード、明細(住所地特例)レコード、緊急レコード、療養レコード(所定疾患施設療養費等情報レコード略称)特定レコードである。サービス計画費、食事提供費、特定入所者介護サービス費等についての再審査申立は行わない。
46	21	申立対象項目番号 11～16 緊急時施設療養費	同	申立対象項目番号 11～16 緊急時施設療養(診療)費
47	21	申立対象項目番号 20 特定診療費・特別療養費	同	申立対象項目番号 20 特定診療費・特別療養費・特別診療費
48	23	1.4 緊急時施設療養費情報・特定診療費・特別療養費情報・所定疾患施設療養費等情報	同	1.4 緊急時施設療養・緊急時施設診療情報・特定診療費・特別療養費・特別診療費情報・所定疾患施設療養費等情報
49	23	1.4.1 緊急時施設療養費情報レコードのインタフェースについて 該当請求明細書は以下の3帳票がある。	同	1.4.1 緊急時施設療養・緊急時施設診療情報レコードのインタフェースについて 該当請求明細書は以下の6帳票がある。

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
50	23	(1) 居宅サービス介護給付費明細書(介護老人保健施設における(予防)短期入所療養介護)様式第四、四の二 (2) 施設サービス等介護給付費明細書(介護老人保健施設)様式第九(平成24年3月以前提供分)	同	(1) 居宅サービス介護給付費明細書(介護老人保健施設における(予防)短期入所療養介護)様式第四、四の二 (2) 居宅サービス介護給付費明細書(介護医療院における(予防)短期入所療養介護)様式第四の三、四の四 (3) 施設サービス等介護給付費明細書(介護老人保健施設)様式第九(平成24年3月以前提供分) (4) 施設サービス等介護給付費明細書(介護医療院)様式第九の二
51	23	以下の緊急時施設療養費の網掛け項目の枠内に記載した項番が別紙1. 緊急時施設療養情報レコード に示すインタフェース仕様書の項番に該当することを意味する。	同	以下の緊急時施設療養費又は緊急時施設診療費の網掛け項目の枠内に記載した項番が 別紙1. 緊急時施設療養・緊急時施設診療情報レコード に示すインタフェース仕様書の項番に該当することを意味する。
52	23	1.4.2 特定診療費・特別療養費情報レコードの新旧インタフェースについて 該当請求明細書は以下の6帳票がある。	同	1.4.2 特定診療費・特別療養費・特別診療費情報レコードの新旧インタフェースについて 該当請求明細書は以下の9帳票がある。
53	23	(1) 居宅サービス介護給付費明細書(介護老人保健施設における(予防)短期入所療養介護)様式第四、四の二 (2) 居宅サービス介護給付費明細書(病院又は診療所における(予防)短期入所療養介護)様式第五、五の二 (3) 施設サービス等介護給付費明細書(介護老人保健施設)様式第九 (4) 施設サービス等介護給付費明細書(介護療養型医療施設)様式第十	同	(1) 居宅サービス介護給付費明細書(介護老人保健施設における(予防)短期入所療養介護)様式第四、四の二 (2) 居宅サービス介護給付費明細書(介護医療院における(予防)短期入所療養介護)様式第四の三、四の四 (3) 居宅サービス介護給付費明細書(病院又は診療所における(予防)短期入所療養介護)様式第五、五の二 (4) 施設サービス等介護給付費明細書(介護老人保健施設)様式第九 (5) 施設サービス等介護給付費明細書(介護医療院)様式第九の二 (6) 施設サービス等介護給付費明細書(介護療養型医療施設)様式第十

No .	ページ	改定前	ページ	改定後
54	2 3	以下の網掛け項目の枠内に記載した項番が 別紙 2 . 特定診療費情報レコード（平成 1 5 年 3 月以前）および 別紙 3 . 特定診療費・特別療養費情報レコード（平成 1 5 年 4 月以降）に示すインタフェース仕様書の項番に該当することを意味する。	同	以下の網掛け項目の枠内に記載した項番が 別紙 2 . 特定診療費情報レコード（平成 1 5 年 3 月以前）および 別紙 3 . 特定診療費・特別療養費・特別診療費情報レコード（平成 1 5 年 4 月以降）に示すインタフェース仕様書の項番に該当することを意味する。
55	2 5	・別紙 1 . 緊急時施設療養情報レコード	同	・別紙 1 . 緊急時施設療養・緊急時施設診療情報レコード
56	2 7	・別紙 3 . 特定診療費・特別療養費情報レコード（平成 1 5 年 4 月以降）	同	・別紙 3 . 特定診療費・特別療養費・特別診療費情報レコード（平成 1 5 年 4 月以降）